

様式第 1 号 (第 7 条関係)

羽村市低所得世帯等エアコン設置支援補助金交付申請書

羽村市長 宛

羽村市低所得世帯等エアコン設置支援補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、本補助金の申請に当たっては、本申請書に記載の確認事項、同意事項及び誓約事項を確認の上、同意および誓約します。

令和 年 月 日

申請者氏名

フリガナ		電話 番号	
申請者氏名		生年 月日	年 月 日
申請者住所	〒 -		
対象区分 (対象区分に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 最新の住民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 最新の住民税均等割のみ課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯で、一時扶助の対象とならない世帯		
過去の助成の有 無	羽村市で過去に同事業の補助金を受けたこと (ある ・ ない)		

<p>確認事項</p>	<p>補助金額は、エアコン本体の購入費、配送費、設置工事費、撤去費、リサイクル費の総額で10万円とし、上限を超えた分は自己負担となること。</p> <p>ただし、生活保護法による被保護世帯である場合、エアコン本体の購入費は78,000円、配送費、設置工事費、撤去費、リサイクル費の総額は100,000円からエアコン購入費の実額を差し引いた額を上限とする。</p> <p>補助対象となるエアコン本体は、羽村市内に所在地のある店舗・事業者で購入したものに限り、</p> <p>補助対象となるエアコンは、羽村市が交付決定をした後に購入・設置された新品であること。また、省エネ性能の高い機器の購入・設置に努めること。</p>
<p>同意事項</p>	<p>羽村市長が、令和8年度羽村市低所得世帯等エアコン設置支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定等に必要範囲で、税情報、児童扶養手当及び生活保護の受給状況等の調査をすること。</p> <p>補助金の交付決定のための市の訪問調査を受け入れること。また、羽村市長が訪問調査を行うための情報及び訪問調査により得た情報を市内部において共有・利用すること。</p>
<p>誓約事項</p>	<p>設置場所は、申請者の住居であること。</p> <p>設置場所が賃貸物件の場合は、本補助金の申請前に家主からエアコンの設置について承諾を得ていること。</p> <p>補助を受けた者は、最善の注意をもって補助を受けた機器を使用し、維持管理しなければならない。また、事業の目的に反して助成を受けた機器を使用し、譲渡し、交換し、貸付、または担保に供してはならない。</p>